ハンセン病隔離の100年を問う

東京集会

●日本国憲法は隔離にどのような役割を果たしたか

●無らい県運動の残した傷跡は今なお深く重い

●市民とともに解決の方途をさぐる

2009 11.17 火 18:00~21:00 九段会館

●あいさつ（予定）
高原　光雄　全療協会長
衆議院議長・参議院議長・厚生労働大臣 ほか

●シンポジウム
コーディネーター　徳田靖之　弁護士
津島　雄二　前ハンセン病対策議員懇談会会長
内田　博文　九州大学院教授
神　美知宏　全療協事務局長
谷　　雄二　全原協会長

九段会館
東京都千代田区九段南1-6-5 TEL03-3261-5521

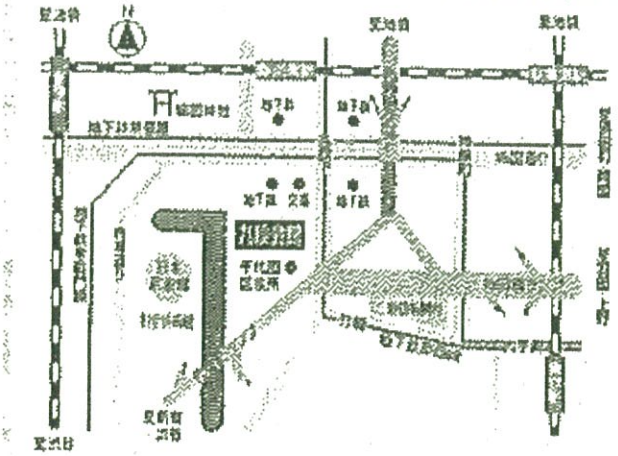

●地下鉄／東西線・新宿線・半蔵門線九段下駅（4番口）から徒歩1分
●東京駅から車で約5分

●主催・全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）
問い合わせ・TEL042-396-2052

ハンセン病　隔離一〇〇年を問う東京集会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、これまでにハンセン病療養所で亡くなられた二万五千人もの方々、生まれる前に消された尊いいのち、数限りない差別と偏見で引き裂かれたまま亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表します。

また、現在なお続く社会的差別や偏見による被害を受けておられる方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

国会は、先に「ハンセン病補償金支給法」を制定し、ハンセン病の患者であった方々が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、深くお詫びをするとともに、その精神的苦痛の慰謝ならびに名誉の回復、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することといたしました。

また、「ハンセン病問題解決促進法」を制定し、ハンセン病患者であった方々の高齢化が進み、また、ハンセン病療養所に居住する入所者の数も大きく減少する中で、ハンセン病の患者であった方々等が、地域から孤立することなく、良好かつ平穏に生活する環境を確保するための基盤整備のための措置を講じたところであります。

しかしながら、ハンセン病に対する偏見やハンセン病患者であった方々等に対する差別は未だに根強く、隔離政策に起因してこれらの方々が受けた身体、財産への被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の部分が多く残されています。

解決促進法は、その基本理念として差別の禁止をうたっているものの、偏見、差別の克服のための実効性のある規定が設けられていません。そのため入所者の多くは、いまだに故郷との往来が制約されたり、退所者の人の大半は自らの療養所入所歴を隠したままの生活を余儀なくされています。

日本社会の根底にある差別の克服のためには、差別意識を生み出した根源を解決することが不可欠であります。

入所者の平均年齢が八十歳を越え、完全解決に向けて一刻の猶予も許されない中、隔離一〇〇年という大きな節目を迎え、本日は、集会にご参加の皆様とともに、もう一度問題点を洗い出し、今後の指針を見出すよい機会となることを期待しております。

二〇〇九年十一月十七日

衆議院議長　横路孝弘